



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金 事業展開等リスキリング支援コース のご案内

事業展開等リスキリング支援コースとは

新規事業の立ち上げなどの**事業展開**に伴い、事業主が雇用する労働者に対して**新たな分野で必要となる知識及び技能を習得**させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

訓練対象者

申請事業主における被保険者

基本要件

➤OFF-JTにより実施される訓練であること

➤実訓練時間数が**10時間以上**※であること

➤次の① または ②の いずれか に当てはまる訓練であること

ただし、①の事業展開については、訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算して、3年以内に実施される予定のもの又は6か月以内に実施したものであるものに限る。

① **事業展開**を行うにあたり、**新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練

②（事業展開は行わないが）、**事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合に、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練

※eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等については、標準学習時間が10時間以上または標準学習期間が1か月以上であること。

※定額制サービスによる訓練の場合は、各支給対象労働者の受講時間の合計時間数が、支給申請時において10時間以上であること。なお、この10時間は、実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間によりカウントします。

「事業展開」とは

新たな製品を製造し又は新たな商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。

事業や業種を転換することや、既存事業の中で製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- ▶例：
- ・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
 - ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・繊維業を営んでいた事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

「デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化」とは

ビジネス環境の激しい変化に対応し、**デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ること**や、顧客や社会のニーズを基に、**製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。**

- ▶例：
- ・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 - ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・顔認証やQRコードなどによるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

「グリーン・カーボンニュートラル化」とは

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- ▶例：
- ・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
 - ・風力発電機や太陽光パネルを導入した

等

Ⅲ-1 助成額・助成率

()内は中小企業以外の助成額・助成率

| 経費助成 | 賃金助成 (1人1時間当たり) |
|----------------------------|------------------------------|
| 75% (60%) | 960円 (480円) |

① 経費助成限度額(1人当たり)

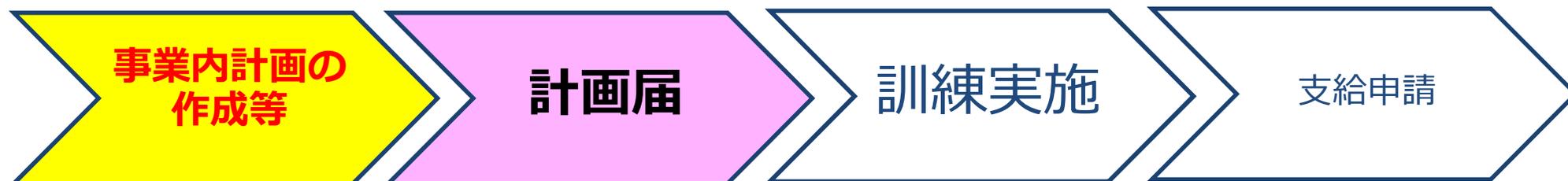
| 企業規模 | 10時間以上 100時間未満 | 100時間以上 200時間未満 | 200時間以上 |
|--------------|-------------------|--------------------|---------|
| ・ 中小企業事業主 | 30万円 | 40万円 | 50万円 |
| ・ 中小企業以外の事業主 | 20万円 | 25万円 | 30万円 |

② 賃金助成限度額(1人1訓練当たり) 1,200時間

③ 支給に関する制限 1事業所が1年度に受給できる助成額は、1億円

手続きの流れ

まずは「基本要件に当てはまるか」など、ご相談ください



訓練実施の1か月前までに・・・

Step 1 事業内計画の作成等

- 事業内職業能力開発計画の作成（経営理念・人材育成の基本方針と目標・雇用管理方針など）・周知
- 社内で職業能力開発の取組みを推進するキーパーソンである**職業能力開発推進者**の選任

Step 2 計画届の申請

- 訓練実施計画届と年間職業能力開発計画（所定様式）を訓練開始日から起算して**1か月前まで**（厳守）に必要書類を都道府県労働局に提出することが必要です。

申請に向けて

厚生労働省のホームページ
「人材開発支援助成金」で検索

助成要件⇒ 事業展開等リスクリング支援
コースのご案内(詳細版)を確認

申請書類など⇒ 申請書類と書類一覧(チェックリス
ト)をダウンロード